



岡垣いちご

岡垣を代表する春の味覚として
 有名な「岡垣いちご」の山荷が
 いよいよ最盛期を迎え、いちごの
 生産農家では、甘ずっぱい香りで
 いっぱいのハウスの中でデリゲト
 とないちごを真綿で包むような
 摘果作業に大忙しです。
 (写真: 広渡智恵さんのハウス
 の中で)

岡垣町行政改革 答申される



岡垣町行政改革推進委員会(会長広渡孝之、十人)は、昨年八月三十日町長から岡垣町行政全般にわたる制度及び運営とその改善の方策について諮問を受け、去る二月二十五日答申書が提出されました。今後は、岡垣町行政改革推進本部(本部長・町長辻守庄十八人)で答申に基づき、簡素で効率的な行政を確立するため、どのように実施していくかを検討し、行政改革大綱の策定に取り組みます。以下答申の内容を報告します。

答申の概要

はじめに

我が国経済は、石油危機を契機として高度成長から低成長に移行し、社会経済情勢が大きく変化する中で、地方財政は非常に厳しい状況下にある。

住民生活の高度化・多様化による行政需要は質量ともに増大する一方低成長下における財政収入の伸びは鈍化し、本町の財政運営は大きな転換機を迎え新しい時代の要請に応える行政運営の確立が今強く求められている。

こうした現下の厳しい社会情勢に即応し、簡素で効率的な行政を確立するために、昭和六十年八月三十日岡垣町行政改革推進委員会が設置され、町長から町行政全般にわたる制度および運営についてその改善の方策についての意見を求められた。

当委員会は、発足以来今日まで十回の委員会を開催し一回の平均審議時間七時間に及び集中的な審議を重ねてきた。この最終答申は、先の中間答申において明らかにした行政改革の理念と基本的方向を再確認するとともに具体的改善の方策についての提言を中心にとりまとめたものである。

町当局におかれては、この最終答申の主旨を充分理解の上、その内容の実施にむけて具体的に着手

されたい。

岡垣町における 行政改革基本方向

「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことは、町に課せられた責務であり、行政運営の基本である。この基本原則に基づき、現下の町行政をとりまく厳しい環境をふまえて住民のニーズを的確に把握し「選択と負担」の位置づけのもとに行政改革の推進が必要である。そこで行政改革推進委員会で審議した基本的方向と、具体的な改善の方策を掲げたので積極的に取り組まれることを期待する。

一、事務事業等の見直し

(一) 地方税の課税客体を把握し、均衡ある課税と収納体制の充実を図り財源の確保に努めること。

(二) 歳出については、特に経常的支出の抑制等「行政コスト」を削減するための見直しを行うこと。

(三) 地方単独補助金のうちその目的を達成したと認められるものについては廃止、遂行中のものについては、投資効果・行政効果等の見直し、削減等を検討するため「補助金の見直し基準」を制定されたい。

(四) 国・県における行政の守備範囲を明確にするため見直しを行い、本来国・県が措置すべき事項は国・県に対し要請及び要望書の提出を検討すること。

二、組織機構の簡素合理化

(一) 行政組織については、常に地域社会の変動に即応した体制づくりを行うため、業務の把握・総点検を随時行うこと。

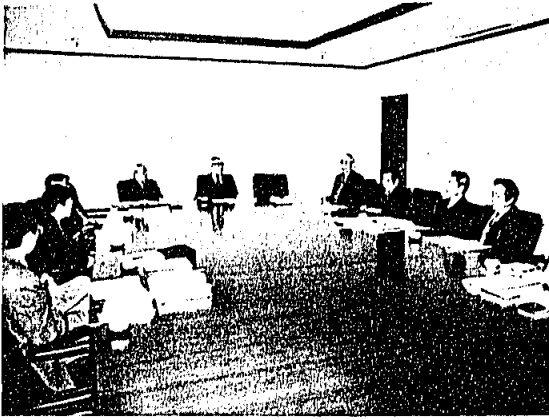
(二) 行政事務・組織の簡素化を図るため積極的OA化を推進すること。本庁事務のOA化と合せて、出先機関の東部出張所の業務の正確性・迅速化を図るためネットワーク化を推進すること。

(三) 審議会については、活動内容を把握し統合できるものは統合し、活動していないものは廃止すること。

三、給与の適正化

(一) 職員給与は、生計費・国家公務員の給与・類似団体の給与・民間給与等を考慮した一定の給与水準を定め、計画的に適正化を進められたい。

(二) 職員の活性化及び能力向上を図るため、特別昇給昇格制度



の採用と適正な運用に努められた。

(三)退職手当は、県下でも高いランクに位置しており、早急に適正な水準に是正されるよう努力された。

(四)積極的に職員給与の実態を住民に公表された。

四、定員管理の適正化

(一)地方行政事務的確な把握に努め、新たな行政需要に対し措置すべきところは措置し、縮小すべきところは縮小に努めるなど、実態に即応した簡素で合理的な体制作りを努力された。

(二)職員定数については、適正な人事考課に努めるとともにO A化を積極的に推進し、実態に即した定数管理に努めるこ

と。尚、退職などがあつた場合、事務機構の再点検などにより新規採用を極力抑制するよう努めること。

(三)行政処理事務能力の向上を図るため、一般事務から専門分野までの職員研修の充実を図ると共に少数精鋭主義に努力すること。

(四)住民サービスを迅速かつ適正に行うため、特に新規採用職員については条件付任用期間内に徹底した研修プログラムを確立し、新人職員の能力の開発や発揮に努めると共に、合せて職員指導の基本方針の充実を図り職員の資格の向上に努めること。

五、民間委託・O A化等事務改革の推進

(一)行政事務の正確性・迅速性・待ち時間の短縮等サービス資質の向上や、住民へ必要な時に必要な情報の提供・行政需要・行政実態の正確かつ迅速な把握など行政施策を支援する電算システムを構築し、庁舎内のオンライン化を図り積極的に事務改革を促進された。

六、会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化

(一)会館等公共施設の効率的・多角的利用を図るとともに、管理運営については民間委託の促進やボランティア等の有効活用を図ること。

(二)新たな施設の建設については、住民が要求する内容を的確に把握するとともに施設の複合化計画を策定し、多角・多目的利用が可能な施設として取り組むこと。

七、地方議会の合理化

(一)議会は、類似団体と比較しても合理的かつ効果的に運営されている。特に議員定数十八名と必要最小限にとどめるとともに、住民代表機関としての機能を十分発揮されている。更に本町の発展に資するため議員研修を積極的に取り組み簡素で効率的な議会となるよう努力された。

八、広域行政機構の簡素合理化

(一)行政改革は本町の行政機構にとどまることなく、本町が加入する遠賀・中間地域広域行政事務組合においても「行政コスト」削減を目標に積極的に行政改革に取り組まれるよう本町を通じ申し入れられた。

おわりに

当委員会は、昨年来の中間答申に引き続いて以上の通り「町行政の制度及び運営についての改善方策」について、これまでの審議過程でまとめたものを最終答申として提言した。ここに提言した諸方策を実行あるものにするためには、まず町長のリーダーシップと町職員の意識改革が重要であることは言うまでもないが、同時に行政改革は町民の生活に深い係わりを持つものであり行政のみでの努力によって達成されるものではない。町議会・関



係団体をはじめとする町民各層の理解と協力があつてはじめて達成されるものであり、これらの総力を結集して、実り有る改善を実施されたい。

行政改革推進委員名簿

職員	学識経験者	議 会
三隈 一治	◎ 広渡 孝之 ○ 二村 春實	田原 利晴 曾宮 角助
	樋高 龍治 竹井 信正 木原 友子	深川 吉清 勢屋 康一
職員労働組合委員長	農 業 区 長 商 業 給与所得者 婦 人	議長 総務委員長 文教厚生委員長 経済建設委員長

◎会長 ○副会長 (順不同)



少年野球大会 3月9日



少年柔道大会 3月16日

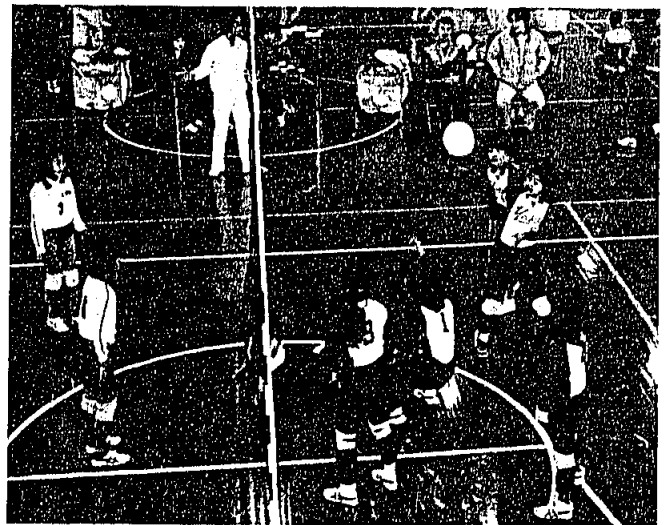
まちのわだい



水墨画の寄贈

去る三月十五日に、百合ヶ丘三組の柴田宣夫さん(八〇)から、町木である高倉神社の大楠の水墨画を町役場に寄附されました。また、水墨画の個展の売上金の一部を「福祉のために役立てて」と三万円を寄託されました。この水墨画は、縦百五十七センチ、横百十センチの大作で、役場ではロビーに飾る予定です。

少女バレーボール大会 3月2日



スポーツ結果

○町長旗争奪少女バレーボール 三月三日

Aパート(六年生)

優勝 吉木ジュニアバレー

二位 海老津ジュニアバレー

三位 山田ジュニアバレー

Bパート(五年以下)

優勝 海老津ジュニアバレー

二位 戸切ジュニアバレー

三位 吉木ジュニアバレー

○太田スポーツ杯少年野球大会 三月九日

優勝 山田ビクトリー

二位 岡垣ウィングス

三位 野間レンジャース

四位 吉木ジャイアンツ

○第五回福岡県小学生選抜バドミントン大会 三月二日

六年男子シングルス

一位 満石忠博 二位 川合文太

三位 赤塚直人

六年男子ダブルス

一位 満石忠博 二位 池端一雄

二位 川合文太 三位 赤塚直人

六年女子シングルス

二位 赤星美紀 三位 野中亮子

六年女子ダブルス

一位 赤星美紀

一位 野中亮子

五年以下男子シングルス

一位 村田真之助

五年以下男子ダブルス

一位 村田真之助 三位 杉本聖太

末岡久人 堂園崇史

○遠賀郡少年柔道大会 三月十六日

団体の部

優勝 岡垣A(上田・島田・中山・泉口・大庭・小ヶ倉)

個人の部

幼年の部 二位 松本智絵美

一年生 一位 上田浩史

三年生 三位 森田修次

四年生 一位 中山祐介

二位 上津遊正樹

五年生 三位 上田一善

一位 大庭孝夫

二位 岩藤秀一郎

六年生 三位 中山純一

一位 小ヶ倉淳

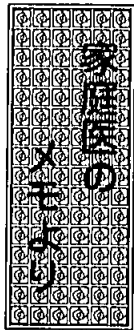
三位 寶田貴志





一、はじめに

「わが家の医学書」と言う事であつたが「家庭医のメモより」に変えて頂きます。医学の本道から外れ実地医家になり久しく、医学も複雑化し、到底一人で「医学書」など書き得ないからです。大勢の人を相手に、専門的な話では一部の方しか理解できないという問題もある。当分、我々の知識と経験の中から有益ではないかと思われるものを順不同に書き続けます。



家庭医のメモより
物品

もし、テーマや問題、ご質問がありましたら、諸先生と相談しご希望に添いたいと思います。

二、テレビのおすすめ
NHKテレビで日曜から金曜まで「今日の健康」という番組があるが、非常によい番組です。

もし、自分や家族の病気にでも行き当たら、場合によっては、「先生より物知り」になって、先

生方を困らせる状況にもなりかねません。これは、よい事です。

三、本のおすすめ
高水準の良い健康読本があります。「毎日ライフ」(毎日新聞社)「朝日健康情報・フットワーク」(朝日新聞社)などです。

患者の水準が上りますと、医師の水準や医療の水準も上ります。それに応えねばならないからです。「老壮の友」高齢者に夢や希望を与える様な編集はよいのですが、往々、変な物の広告が出ます。

「本に載っているから」と盲信してそちらに走るのはいけません。ついですが、変な物とは、

○無害が証明されていない健康食品
○高圧電流が流れる様な治療器

○やたらと高価な物品

いづれも老人を傷つけ、命を奪い使用について医師に相談し、見てもらう事です。

なお、この他にも健康に関する本があります。「この本は、どうでしょうか」と持参頂ければ、ご相談に応じます。

今回のテーマは、健康を守るには、まず「良き知識を」という事でした。

有山医院 有山 英世

今月から

スタート

「新」国民年金制度

加入者の範囲が拡大

新年金制度については、昨年六月より広報でお知らせしてきましたが、いよいよこの四月からスタート。この制度では、国民年金に加入しなければならぬ人の範囲が拡大され、厚生年金保険(現行の船員保険を含む)の被保険者と共済組合の組合員、及びその配偶者であつて二十歳以上六十歳未満の人も国民年金に必ず加入することになりました。

国民年金の被保険者は三種類

自営業者、農林漁業従事者、及びその奥さん(配偶者)で会社勤めをしない人が第一号被保険者。サラリーマン本人、つまり厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員は、第二号被保険者です。第二号被保険者の被扶養配偶者が第三号被保険者となります。大部分はサラリーマンの無職の奥さんです。

第三号被保険者は届出が必要

第三号被保険者は、自分で保険料を払わなくてはみませんが、将来年金をもらうためには、役場に届出をしておかねばなりません。

また、国民年金に任意加入されている奥さんは、四月から強制加入となります。第三号被保険者の該当届を四月中に役場の国民年金係窓口へ提出してください。届出期限は五月一日です。(用紙は、

窓口準備しています。

この手続きを忘れると、納めないでよいのに保険料を納めていたことになる。将来年金を受けられなくなったりします。十分注意してください。

共済組合等で、ご主人の勤務先が届出のとおりまゝと提出の代行を行っている場合はご主人の勤務先に提出してください。

詳しくは、役場福祉課二八二局二二一内線二二二・二二三へお問い合わせください。

届出に必要なもの

○印鑑 ○国民年金手帳 ○健康保険証(共済保険証) ○夫の厚生年金・共済年金証書の記号番号のわかるもの(年金手帳のコピー)

募集します

婦人学級

募集人員 約百名
開設期間 五月から二月まで月二回(第一・三水曜日)十時~十二時
場 所 中央公民館
申込期間 四月十日~三十日

若潮学級

対象 満六十歳以上の男女
募集人員 約百名
開設期間 五月から二月まで月二回(第二・四水曜日)九時半~十五時
場 所 中央公民館
選択コース 書道・園芸・墨彩・陶芸
申込期間 四月一日~十九日
いづれも、申込用紙は教育委員

会社会教育課及び中央・東部の各公民館に用意しています。

詳しくは、中央公民館二八二局〇一六二までお問い合わせください。

「少年の船」団員

中間・遠賀地区の少年を対象とした「少年の船」の団員を募集します。

対象 小学校四年~六年生
日程 八月八日~十二日
研修地 沖縄
募集人員 百二十名
募集期間 四月一日~三十日
申込場所 役場社会教育課
詳しくは、社会教育課二八二局二二一内線三〇五・三〇六へお問い合わせください。



お誕生日
おめでとう

辻 彩花ちゃん
昭和60年4月4日生



辻 芳和さん
美紀さん
長女
(西高陽)

この欄へのお申し込みは前月の15日までです。(3歳まで)

新岡垣風土記

岡垣町長
辻 一 氏

垂見峠とウズラの里

垂見峠は、内浦の南、湯川山と孔大寺山の間を越える、古代からの通路であった。「平家物語」は、この地を次のように記している。

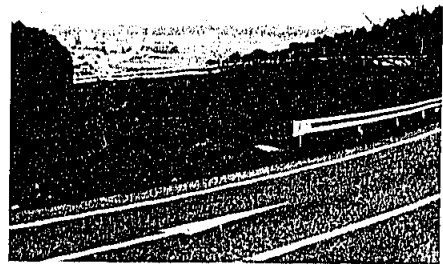
住吉・富崎・香椎・宗像ふしをがみ、たゞ主上旧都の還幸とのみぞ折られける。たるみ山・鶴浜などいふ嶮々たる峻険をしのぎ、渺々たる平沙へぞおもむき給ふ。いつならはしの御事なれば、御足よりいづる血は沙をそめ、紅の袴は色をまし、白袴はすそ紅にぞなりにける。

源氏に追われ大宰府から逃れる平家を、描いた場面である。この時、山鹿兵藤次秀遠が出迎え、平家一門は山鹿城（芦屋町）に入るのである。時に、寿永二年（一一八三）九月の出来事であった。

この後、秀遠の水軍を主力とした平家は、壇浦で敗れ滅亡した。山鹿氏もまた命運を共にしたのである。

難所として登場する、たるみ山は湯川山の別名である。また、鶴浜は内浦浜とも書き、現在の新松原海岸にあたる。

次に、峠に関わる民話、「峠のカッパ物語」を紹介しておこう。むかし、内浦の海蔵寺川の近くのこと。芦屋から宗像に向かう



は作所多し。就中遠賀郡内浦村に作るをよしとす」とある。

うづら貝は、現在獲れる大蛤とは別のものである。明治の頃、何度か養殖を試みたが、何れも失敗に終わった。結局、この地でしか成育しないとされた貝であった。この、美しい名をもつ貝も、今では、貝殻さえも見ることがない。

さらに、煙草にいたっては、筑前の一の名産地であったにも係わらず、話しを聞いたことがないのである。最後に、内浦の景観について述べねばなるまい。

峠から見下ろすと、白砂青松の三里松原を背景に、黄金色の稲穂がゆれる吉木平野の中、湯川山の麓に広がる村裏が在る。まさに、絶景である。

旧街道の一角を占める法応寺は、その由来を次のように伝えている。寛治三年（一〇八九）、比叡山の僧・了空は、唐での修業を終えての帰路、峠から内浦を見ると、赫々と光輝いていたという。了空はこの地に庵を結び、放光寺と号した。この時より、九百年の歲月を経て、今日の法応寺に至るのである。

了空和尚が見た「ウズラの里」は、今も、歴史に育まれた民話と伝承に包まれている。

羽山 健一

人として—人権を考える—

差別は生きている

四、部落差別とわたしたちのかかわり

(3) 差別の構造 (一)

第三に学習したいのは、こうしたいろいろな差別のなかでも、とくに部落差別が最底辺に押しやられたもつとも深刻な問題であり、部落差別を許していることが、結局はその他の身の回りの差別をいつまでも許している、ということなのです。昭和五十七年十月新聞に次のような記事が掲載されました。

買ってくれるところへ重点的に売り込むというのが普通の商法であるのに、某会社の場合には逆に「ややっこしい人たちには希望があっても売らない」とし、その対象に同和地区、老人、障害者、在日外国人、母子家庭などをあげ従業員用のリストまで作成していたことが明るみに出た。

(後略)

この記事をさらにくわしく読んでみると、この会社はまず販売禁止区域として同和地区などの地名をあげ、「同和地区には販売するな」を合言葉に、これを破った社員は処罰までしていたらしい。そして、その他の特記事項の欄内

に、同和地区の人たち以外の「弱者」の職種や家庭環境をあげて、商品の販売を拒否するよう注意していることがわかります。こうした事件は営利のためには手段を選ばぬ式の差別体質が、私たちのまわりにまだまだ多く残されていることを、如実に物語っています。

ところで、この記事のなかで見落とせないのは、部落差別がその他の差別を強め、「弱者」までまき込んでいく、といった差別の構造をはっきり示していることです。部落差別による予断と偏見をもとに、まず同和地区の人を誰かれなく排除し、それが次第に拡げられて、特記事項欄に見える人びとにまで及び、遂に誰もがちよつとしたことで差別を受けるところまで進んでいったのです。ここに部落差別を残したままでは、身の回りの差別をなくすることが不可能なのはもちろん、今まで差別を受けなかった「弱者」まで、新たに差別される立場に追いやられてしまうという差別のしくみが端的に表われています。右の「差別リスト」の中に、老人が含まれていることなど、その典型的な事例でしょう。

(つづく)

（「みんなが手をつなぐために」より）

春の交通安全 県民運動始まる

4月6日、
4月15日

運動の重点目標

○シートベルトを必ず着けましよう

○お年寄りや子供を交通事故から守りましよう

○二輪車・自転車の交通事故を防ぎましよう

シートベルトの着用は、一般道路でも、法律で義務付けられています。四月一日、六日、二十日はシートベルト着用強化の日として街頭指導や、キャンペーン活動が行われます。

ドライバーの皆さんはもちろん家族の方もシートベルト着用の進にご協力をお願いします。

お年寄りや子供、特に新入学児童等小さなお子さんをお持ちのお母さん方は、朝子供に「車に気を



つけて」と一声かけてあげましよう。

自転車を利用される皆さん、自転車は安定の悪い乗物です。二人乗りをしたり、片手で運転をしたりしている少年達を見かけますが、もしも転倒しそこに車が来たらどうなるでしょうか。自転車は二人乗りはできません。思わぬことでバランスを崩し事故につながります。運転する時は、ヘルメットを着用ましよう。

小学生の兄弟
車にはなれ死傷!!
去る、三月九日白昼、野間ゼゼ町の町道で、小学生の兄弟がライトバンにはねられ弟が死亡し、兄が重傷を負うという悲惨な事故が起きました。

事故の原因は、ライトバンのスピードの出し過ぎによるものと言われています。

現場周辺には、海老津小学校や幼稚園があり児童・生徒通行が多いため、さらに道路規制の強化を検討しています。

新学期が始まり、子供さんの事故が増大する時期です。二度とこのような悲しい事故が起こらないよう、ご家族の方も充分注意ましよう。

寄付お礼

次の方から香典返しとして、ご寄付がありました。あつくお礼申し上げます。

○社会福祉協議会へ

(一)は故人

藤岡隆敏(ノブ)三吉、八尋千代香(健児)吉木、神田美代子(輝彦)新海老津、橋本

新しい

児童手当制度

二人目にも支給

児童手当が、法改正により昭和六十一年六月一日より支給内容が変更になります。

なお、この新制度は昭和六十一年六月から実施しますが、段階的に支給対象が変わり、昭和六十三年四月に制度が完成されます。

申請の手続

昭和六十一年度(二人目から支給)に該当し手当を受けようとする人は、四月一日から六月三十日まで受付をします。役場福祉課福祉係(二八二局二二一)へ請求の手続きをしてください。

なお、現在手当を受けている人は、六月に行う現況届をされれば結構です。

また、昭和六十二・六十三年度の該当者は、その年の三月に手続きとなります。

	受給資格	児童手当額
現行制度	〔3人目から支給〕 18歳未満の児童を3人以上養育し、そのうちの1人以上が義務教育終了前(中学校を卒業するまで)の児童であること。	18歳未満の児童のうち、出生順に数えて3人目以降である義務教育終了前の児童1人につき、月額5,000円支給。 (ただし、市町村民税の所得割の額がない受給者は月額2,000円が加算され、7,000円支給)
昭和61年度 (昭和61年6月1日から 昭和62年3月31日まで)	〔2人目から支給〕 18歳未満の児童を2人以上養育し、そのうちの1人以上が昭和59年6月2日以後に生まれた児童(満2歳未満)であること。 〔3人目から支給〕 従来通り(現行制度)	2人目の2歳未満(昭和61年6月1日現在)の児童については、月額2,500円支給。 3人目以降の義務教育終了前の児童については、1人につき月額5,000円支給。 (なお、市町村民税の所得割の額がない受給者に対する月額2,000円加算制度は廃止されます。)
昭和62年度 (昭和62年4月1日から 昭和63年3月31日まで)	〔2人目から支給〕 18歳未満の児童を2人以上養育し、そのうちの1人以上が昭和58年4月2日以後に生まれた児童(満4歳未満)であること。 〔3人目から支給〕 18歳未満の児童を3人以上養育し、そのうちの1人以上が昭和53年4月2日以後に生まれた児童(小学校3年以下)であること。	2人目の4歳未満の児童については、月額2,500円支給。 3人目以降の児童については、1人につき月額5,000円支給。
昭和63年度 (昭和63年4月1日から 新制度完成)	〔2人目から支給〕 18歳未満の児童を2人以上養育し、そのうちの1人以上が義務教育就学前(小学校入学前)の児童であること。	2人目の児童については、月額2,500円支給。 3人目以降の児童については、1人につき月額5,000円支給。

朝男(チヨ)戸切百合野、丹下博子(留免号)戸切白谷、中園フクノ(庄松)東松原、麻生シゲ子(ツモ)鍋田、木村末夫(勘助)波津、石田重敏(民次郎)山田、筒井正久(ヒササ)高倉、小早川雅雄(ヤエ子)上高倉、朝倉増蔵(キミ子)鍋田、加藤武利(マツノ)三吉、梶原ハツエ(重幸)東山田

○老人クラブ奉会へ(故人の名前及び寄付者の住所は省略)
藤岡隆敏、八尋千代香、神田美代子、橋本朝男、麻生シゲ子、木村末夫、石田重敏、筒井正久、小早川雅雄、朝倉増蔵、加藤武利
○図書館の寄贈(東部公民館へ)
岡藤徳江(鍋田)
岩橋忠美子(南山田)

昭和61年4月行事予定表

14	13	12	11	10	9	8		7	6	5	4	3	2	1		
月	日	土	金	木	水	火		月	日	土	金	木	水	火		
	ジュニアバレー新人戦 剣道教室開室式 軟式野球春季大会	柔道教室入室式	13 30 14 00 中央公民館 予防接種小児マヒ（ポリオ）	13 30 14 30 若潮荘 健康相談	14 00 14 15 役場会議室 中学校入学式	13 30 13 45 中央公民館 七ヶ月児健診 13 30 14 00 中央公民館 小学校入学式		13 30 14 00 中央公民館 一歳六ヶ月児健診	軟式野球春季大会 弓道教室入室式		13 30 14 00 中央公民館 三種混合		8 30 12 00 役場窓口 母子健康手帳の交付			
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20		19	18	17		
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日		土	金	木		
	天皇誕生日		軟式野球春季大会 少年相撲大会 硬式テニス春季シングルス大会				14 00 14 15 役場会議室 母子健康手帳の交付	湯川山登山道づくり		町長杯ハンググライダー大会 10 00 湯川山 （雨天の場合27日に順延） 軟式野球春季大会			相撲教室入室式		8 30 12 00 役場窓口 母子健康手帳の交付	帆柱山登山

納付区分	月々納付の場合	前納の場合	割引額
額面保険料のみ	7,100円×12ヶ月 85,200円	83,140円	2,060円
定額保険料+付加保険料	7,500円×12ヶ月 90,000円	87,820円	2,180円

国民年金保険料
四月から七、〇〇円

国民年金の年金額が、この四月から二・七%引き上げられます。国民年金制度を健全に維持発展させるためには、年金給付水準に見合う保険料を納めていただく必要があります。みなさんの、ご理解とご協力をお願いします。

保険料の割引
国民年金の保険料を、四月分から翌年三月分までの一年分を前納すると、次のように割引されます。

人口のうごき

2月末…()内は前月比
27,860人 (+13人)
 男 13,328人 (+3人)
 女 14,532人 (+10人)
8,259世帯 (+14)

子どもさんの受ける予防接種

生後月数	受ける種類	受ける時期と回数	実施方法
3ヶ月 たつと	小児まひ (ポリオ生ワクチン)	生後3ヶ月から48ヶ月の間に、2回経口投与。(3ヶ月から18ヶ月の間が望ましい) 2回の間隔は、6週間以上あける。	集団接種
	ツベルクリン BCG	生後3ヶ月から48ヶ月の間にツベルクリン反応を調べ、反応が陰性の人にBCG接種を1回行う。	集団接種
12ヶ月 たつと	麻疹 (はしか)	生後12ヶ月から72ヶ月の間に1回接種する。 (18ヶ月から36ヶ月の間が望ましい)	個別接種 毎月
24ヶ月 たつと	三種混合 (百日せき ジフテリア 破傷風)	I期 生後24ヶ月から48ヶ月の間に3~8週間の間隔で3回接種 II期 I期終了後12ヶ月から18ヶ月の間に1回接種。 (I期・II期ともできるだけ48ヶ月以内)	集団接種
36ヶ月 たつと	日本脳炎	36ヶ月(3歳)以上のもの 初めての年に1~2週間の間隔で2回接種。翌年1回接種し、基礎免疫をつくる。その後、3年ごとに受ける。	個別接種 5月 6月
	インフルエンザ	36ヶ月(3歳)以上のもの 1~4週間の間隔で2回接種。毎年受ける。	個別接種 10月 11月

◎個別接種の場合は、問診票(役場町民課に印鑑持参のうえ取りに来る)を持って、町内の医療で接種してください。
 ◎集団接種の場合は、当日、会場で問診票を配布します。(印鑑、母子健康手帳)を忘れないでください。
 ◎お子さんの体温をきちんと計って来てください。

NTTから

真心の贈物

NTT折尾電報電話局から、耳や言葉など不自由な方々に、外出先で電話連絡の必要になったときに便利な「電話お願い手帳」を、三月三日の「耳の日」にちなんだプレゼントされました。

ご希望の方は、役場までお越しください。

また、電話のお願いを頼まれた場合、積極的なご協力をお願いします。

電話お願い手帳

